

令和7年2月5日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について
(社会福祉法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料)

1 改正の事由

租税特別措置法施行規則の改正（令和6年3月30日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、世田谷区手数料条例別表第1の138の項に規定する「社会福祉法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料」で引用している租税特別措置法施行規則の条項番号に変更が生じるため、規定の整備を行う。

2 改正の内容

別表第1の138の項中「第19条の10の5第12項第1号ロ」を「第19条の10の5第14項第1号ロ」に改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の5第14項第1号ロの規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の5第12項第1号ロの規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付

施行日：令和7年4月1日から施行する。

3 その他

世田谷区手数料条例の改正は、同条例を所管する総務部より、令和7年第1回区議会定例会において提案する。